

真 教 学 第 3 5 9 号
平成30年 6月22日

真庭市立小・中学校長 様

真庭市教育委員会
教育長 三ツ 宗宏
(公 印 省 略)

巨大地震発生時における学校対応の保護者等への周知について

平素より児童生徒の安全指導および学校の安全管理にご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、このことについて、平成28年7月22日付け真教学第608号で通知しているところですが、平成30年6月18日発生した大阪北部地震をうけて再度送付いたします。

すでに各校で地震等の災害に備えた対応マニュアルを作成いただいているところですが、真庭市の基準として以下の点について確認くださいますとともに、巨大地震発生時の学校対応の決定及び保護者等への周知について、改めてお願い申し上げます。

記

- 1 後に記載する「基準」を確認の上、ケース別に巨大地震発生時の各校の対応方針決定と保護者等への周知をお願いします。

【ケース】 ① 登校前 ② 登下校中 ③ 学校滞在中 ④ 夜間・休日など

- 2 別添で対応における「基準」を示します。確認と各校（中学校区）での具体化をお願いします。

※「真庭市地域防災計画」では、「市内で震度5弱の地震が観測されたとき」**特別警戒体制**をとることとなっております。真庭市立・小中学校でも、**震度5弱以上の地震が観測された場合**を巨大地震発生時の「基準」として、対応をお願いします。

【真庭市立小・中学校の対応の基準】

※市内で震度5弱以上の地震が観測された場合

登校前	① <u>自宅待機</u> とする。(登校可の判断後連絡)
登下校中の場合	安全な場所に一時避難してから、 <u>学校か自宅の近い方に行く。</u> ① 学校に行く。→「引き渡し」 ② 自宅に帰る。 ③ 近くの避難場所に行く。→安否確認
学校滞在中の場合	① すべての教育活動を中止し、児童生徒を安全な場所に避難誘導する。 ② 安全確認の上で保護者に引き渡す。 ※迎えが来ない児童は一時、学校で保護する。 ③ 通信寸断の場合もあるので、 <u>家庭連絡ができない場合もあらかじめ定めた方法で保護者に引き渡す。</u> (家庭連絡がなくても、上記震度以上の地震発生時は保護者の迎えが必要であることの周知)
夜間・休日など	① 学校再開の連絡まで、 <u>自宅待機</u> とする。

※上記は基準です。真庭市は広域に及びます。中学校区等で話し合いをしていただき、対応の具体化及び保護者等へ周知くださいますようお願いいたします。
※学校からの家庭連絡、家庭からの学校連絡の方法について、あらかじめ定めておいてください。災害発生時には通信手段が失われる場合もあります。その際を想定してあらかじめ対応方法を定めておくことが大切です。

【参考資料】

- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の作成について（文部科学省）
- 「学校防災マニュアル（地震津波災害）作成例」（岡山県教育委員会）